

令和7年度  
第2回水戸市赤塚市民センター運営審議会

日時：令和8年2月10日(火)

午前10時から

場所：赤塚市民センター 集会室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 令和7年度赤塚市民センター利用状況について
- (2) 令和7年度赤塚市民センター事業実施状況について
- (3) 令和8年度赤塚市民センター定期講座募集（案）について
- (4) その他

4 閉 会

水戸市赤塚市民センター

## 水戸市赤塚市民センター運営審議会委員

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

役職	ふりがな	選出区分	団体等名及び役職名	備考
	委員の氏名			
会長	いいだ まさみ	市民活動団体	ふるさと赤塚をつくる会 会長	
	飯田 正美			
副会長	しども ひでこ	市民活動団体	ふるさと赤塚をつくる会 副会長 赤塚女性会 会員	
	蒨 秀子			
	たかくら ようじ	市民活動団体	ふるさと赤塚をつくる会 書記 河和田北防犯協会 活動員	
	高倉 洋治			
	いしい はるみ	市民活動団体	ふるさと赤塚をつくる会 常任幹事	
	石井 晴美			
	かわまた えみ	学校教育関係者	水戸市立赤塚小学校 校長	
	川又 恵美			
	こづか こうじゅ	学校教育関係者	水戸市立赤塚小学校PTA 会長	
	小塚 功樹			

### 水戸市赤塚市民センター職員

職名	氏名	勤務形態
所長	谷津 賢一	—
会計年度 任用職員	伊東 洋子	A
会計年度 任用職員	大和田 茂里	B
会計年度 任用職員	豊田 けい子	B

※ A=フル勤務  
B=3/5勤務

(1) 令和7年度赤塚市民センター利用状況について

表1【団体区分別利用状況】

団体区分 月	市民センター		社会教育 関係団体		一 般 (図書コーナー含む)		水戸市関係		合 計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	28	250	7	127	45	566	8	131	88	1,074
5月	35	338	9	162	42	366	5	62	91	928
6月	39	350	9	79	41	364	7	103	96	896
7月	40	344	6	72	58	595	5	101	109	1,112
8月	30	275	10	137	37	349	3	36	80	797
9月	39	337	10	236	48	521	5	73	102	1,167
10月	39	363	6	83	43	465	7	134	95	1,045
11月	35	306	23	972	36	354	5	73	99	1,705
12月	36	309	4	47	44	444	6	113	90	913
1月	37	378	8	156	37	410	5	98	87	1,042
2月										
3月										
合 計	358	3,250	92	2,071	431	4,434	56	924	937	10,679
前年度 合 計	371	3,388	69	1,717	441	4,245	70	1,073	951	10,423
前年度比 (%)	96.50%	95.93%	133.33%	120.62%	97.73%	104.45%	80.00%	86.11%	98.53%	102.46%

- 市民センター・・・・・・・・定期講座，一般教養講座など
- 社会教育関係団体・・・・・・・・地区会，女性会，PTA，子ども会など
- 一般・・・・・・・・サークル，防犯協会，社会福祉協議会，女性防火クラブなど
- 水戸市関係・・・・・・・・市長部局の各課，教育委員会，子育て広場など

表2【部屋別利用状況】

部屋 月	ホール		集会室		和室		調理室		図書 コーナー	合 計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	人数	件数	人数
4月	52	780	26	217	9	65	1	12		88	1,074
5月	49	612	27	196	15	120				91	928
6月	50	548	34	270	11	72	1	6		96	896
7月	64	781	30	205	14	106	1	20		109	1,112
8月	45	523	23	183	10	84	2	7		80	797
9月	58	816	29	235	15	116				102	1,167
10月	52	684	29	249	11	75	3	37		95	1,045
11月	51	1,191	29	268	15	161	4	85		99	1,705
12月	50	632	29	206	9	63	2	12		90	913
1月	52	743	23	173	9	78	3	48		87	1,042
2月											
3月											
合 計	523	7,310	279	2,202	118	940	17	227	0	937	10,679
前年度 合 計	535	7,236	269	2,053	136	964	11	170	0	951	10,423
前年度比 (%)	97.76%	101.02%	103.72%	107.26%	86.76%	97.51%	154.55%	133.53%		98.53%	102.46%

(2) 令和7年度赤塚市民センター事業実施状況について

表1【一般教養講座】

分類	事業名	開催日	内容・演題・移動学習の行先	参加費 (円)	講師	人数 (人)	備考
成人教育	成人講座	7月25日(金)	座ったままできる楽しいエクササイズ	無料	赤尾杉 武士	9	
	成人講座	8月1日(金)	大人の楽しいぬり絵	無料	岩淵 幸子	14	
	成人講座 移動学習	9月30日(火)	天心記念五浦美術館とたご味噌見学	満70歳以上 2,900円 満70歳未満 3,300円	—	28	
高齢者教育	寿学級	11月28日(金)	やさしいスマホ体験講座	無料	スマートフォンアドバイザー	7	
	寿学級	1月16日(金)	みそ作り講座	2,100円～ 6,140円	長山 勝紀	17	
	寿学級	2月26日(木)	もっと知りたい お薬のこと	無料	武藤 潤	募集 30	
女性教養	女性セミナー	8月29日(金)	交通安全教室	無料	水戸警察署 水戸市生活安全課	21	
	女性セミナー 移動学習	12月12日(金)	筑波実験植物園・イトウ製菓・筑波ハム直売所	満65歳以上 2,400円 満65歳未満 2,720円	—	40	
	女性セミナー	1月9日(金)	ニューイヤークンサート	無料	中川 治恵 久保田 明子 川成 香澄	49	

表1【一般教養講座】

分類	事業名	開催日	内容・演題・移動学習の行先	参加費 (円)	講師	人数 (人)	備考
青少年 教育	サマー教室	8月21日(木)	読書感想文の書き方	無料	小網 昇	4	
	サマー教室	8月22日(金)	絵画教室	無料	佐々木 弥生	12	
家庭 教育	親子のふれあい 体験教室	7月4日(金)	セタまつり	無料	河和田保育所	37	家庭教育強化事業
	親子のふれあい 体験教室	10月17日(金)	親子であそぼう ハッピーハロウィン	無料	河和田保育所	31	家庭教育強化事業
	親子のふれあい 体験教室	12月19日(金)	クリスマス会	無料	河和田保育所	30	家庭教育強化事業

表2【地区会との共催事業】

事業名	開催日(期間)	場所	内容	人数	備考
赤塚地区 ふれあいポウリング大会	7月27日(日)	水戸グリーンボール	スポーツ レクリエーション事業	31	主催:ふるさと赤塚をつくる会
第44回赤塚地区 市民スポーツ大会	10月12日(日)	赤塚小学校 体育館	スポーツ レクリエーション事業	300	主催:ふるさと赤塚をつくる会
ふるさと赤塚まつり	11月1日(土)		芸能発表会	250	
	11月8日(土)	赤塚市民センター	作品展示会	200	主催:ふるさと赤塚をつくる会
	11月9日(日)		作品展示会・体験教室・ 模擬店・バザー・くじ引き	550	
赤塚学区 水戸郷土かるた大会	1月18日(日)	赤塚市民センター	郷土学習, 地域交流事業	50	主催:ふるさと赤塚をつくる会
赤塚地区歩く会	2月8日(日)	赤塚小学校~ 大塚池	スポーツ レクリエーション事業	募集 40	主催:ふるさと赤塚をつくる会
赤塚地区 防災研修・体験会	2月14日(土)	赤塚市民センター	防災研修, 啓発事業	募集 70	主催:ふるさと赤塚をつくる会

# 水戸市市民センター条例

平成21年9月29日  
水戸市条例第33号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

## (事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

## (使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2. 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

## (使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

## (権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

## (使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)

# 水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

## (趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

## (利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

## (使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

## (使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## (許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

## (使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。



# 定期講座受講生募集



**募集期間** 令和8年4月8日(水)~4月21日(火)

**受付時間** 午前9:00~午後5:00(平日のみ)

## ☆申込方法

- ・赤塚市民センター窓口で申し込みください。(先着順)  
※電話FAXでのお申し込みは、お受けできません。
- ・募集人数になり次第締め切ります。



## ☆会費

- ・開催日に各講座の会計担当者へ納入してください。
- ・材料費・教材費は、講座による別途負担となります。
- ・途中退会する際は、場合により返金できないことがあります。
- ・参加者人数により、会費に変更が生じる事があります。

## ☆その他

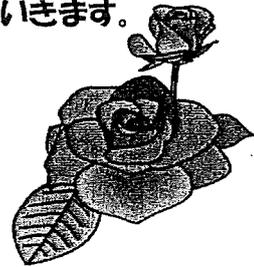
- ・定員に満たない場合は、中止になる場合があります。
- ・各講座の開催は、祝日や市民センターの行事により変更になる場合があります。

## 【新規教室】

### 心が整う大人の塗り絵

植物の風景などの美しい原画を使って素敵な作品に仕上げていきます。  
新しい趣味を見つけない方にもおすすめです。

開催日時 第2・4水曜日 13時~15時  
年会費 8,000円  
講師 岩淵 幸子先生



各講座の募集については、裏面をご覧ください。

問い合わせ先 赤塚市民センター ☎029-252-4090

# 令和8年度定期講座一覽

【新規教室】～自主運営～

【赤塚市民センター】

	講座名	開催日	時間	会費 (円)	定員	募集 人員	開講日	講師名	備 考
水	心が整う大人の塗り絵	第2・4	13:00～15:00	8,000/年	20名	20名	5/13	岩淵 幸子	新しい趣味を見つけた方歓迎

【クラブ】～自主運営～

	講座名	開催日	時間	会費 (円)	定員	募集 人員	開講日	講師名	備 考
火	パソコン	第1・3	10:00～12:00	15,000/年	12名	10名	5/19	矢野 眞	ワード・エクセル・インターネットを楽しく学ぶ(パソコン貸出有り)
	卓球 A	第1・2・3	10:00～12:00	500/年	19名	1名	5/12	—	健康を維持し楽しく活動 卓球経験が多少ある方
	卓球 B	第1・3	13:00～16:00	—	15名	1名	5/19	—	経験のある方
	布を楽しむ	第2・4	13:00～16:00	3,000/年	15名	2名	5/12	大澤 玲子	着物をリフォームして小物などを製作します
	新舞踊	第1・2・3	19:00～21:00	3,000/月	11名	5名	5/12	小口 良子	紫峰流、先生指導のもと心と体を癒し、健康づくりに励んでおります
水	茶 道	第1・3	10:00～12:00	2,000/月	7名	2名	5/20	細川 肇子	裏千家、楽しみながら茶道の心得を身につけましょう
	3B体操(A)	第1・3	19:00～20:30	12,000/年	14名	10名	5/20	小高 順子	用具を使用し、音楽にあわせて誰もが「気軽に」「体に無理なく」
	3B体操(B)	第2・4	10:00～11:30	10,000/年	13名	5名	5/13	小高 順子	楽しむことが出来る体操
	着付け A	第4	10:00～12:00	6,000/年	13名	5名	5/27	杉山 恵美子	初心者歓迎、お持ちの物で
	着付け B	第3	19:00～21:00	5,000/年	13名	1名	5/20	杉山 恵美子	お気軽にお越しください
木	編み物	第2・4	13:00～15:00	—	14名	8名	5/14	—	初心者歓迎 作品は自由製作
	囲 碁	第1 第3	9:30～16:30 9:30～12:00	1,000/年	14名	4名	5/7	—	大会は年12回開催
	とんぼ玉	第1・3	9:30～12:00	5,000/年	11名	5名	5/7	小河原 一憲	初心者・経験者問わず歓迎
	フラダンス	第2・4	13:45～15:30	10,000/年	14名	8名	5/14	田代トシ子	ハワイアンストレッチ 基礎、初心者歓迎
	太極拳	第1・2・3	10:00～12:00	7,000/年	20名	2名	5/7	高橋 英子	楊名時氣功太極拳24式、初心者歓迎、2週は自主練習
金	生 け 花	第1・3	10:00～12:00	10,000/年	15名	3名	5/1	小林 静	池坊 季節の花を楽しみましょう
	詩 吟	第1・2・3	13:00～15:00	3,500/月	8名	3名	5/1	根本 豊子	常磐流吟道 初心者歓迎
土	輪 投 げ	第1・3	10:00～12:00	—	15名	3名	5/2	—	健康増進と維持 